未来へつながる道 田辺市
JUNCTION TO THE FUTURE

あなたと市政をつなぐ情報紙

No.198
広報 たなべ 11月号
Nov. 2021

特集 人権について考える

No.198 広報たなべ 11月号 Nov. 2021 令和3年11月1日発行
編集・発行／田辺市企画広報課
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1
☎0739（26）9963 FAX0739（22）5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp □https://www.city.tanabe.lg.jp/

笑顔の写真

皆さんの写真が表紙に！

大募集！

表紙掲載イメージ

令和４年 広報１月号の表紙を、
皆さんの「笑顔」の写真でいっぱいにしたいと思います。

■内容

令和４年 広報１月号の発行で 200 号を迎えるにあたり、
市民の皆さんから写真を募集し、１月号の表紙に掲載します。

■募集について

◇**テーマ**　「笑顔」の写真
◇**期　限**　11 月 21 日（日）
◇**対　象**　市民の方（年齢は問いません。）
◇**方　法**　投稿者の氏名・住所・電話番号及び被写体の氏名を添えてメールでお申し込みください。
※メールの件名に「1 月号表紙」と記載
◇**宛　先**　kikaku@city.tanabe.lg.jp

◇**注意点**
- 応募多数の場合は、抽選とさせていただきます。
- 掲載有無については、広報１月号の表紙をご確認ください。（個別の通知はしません。）
- 写真（上）のようにアップで撮影した写真をお願いします。
- １枚に付き、被写体は一人でお願いします。
- 一人で何点でもご応募いただけますが、被写体一人に付き１回限りとします。
- 被写体の方（未成年の場合は保護者）のご了承を得た上で、ご応募ください。
- 被写体の肖像権などの責任は一切負いません。
- 不適切であると思われる場合は、掲載しないことがあります。
- 表紙内での写真の組付けや大きさなど編集に関しては企画広報課で調整して行います。

■問合せ　企画広報課 広聴広報係　　電話　0739（26）9963
https://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/2022-01hyoushi.html

たくさんのご応募お待ちしています♪

No.198 広報たなべ

2021年11月号

CONTENTS 目次

2 まちのわだい

3 目次

4 特集 「人権について考える」

○ 市からのお知らせ Pick Up News

10 令和3年度の「成人の日」記念式典は2回に分けて行います
「令和3年度新成人」応援事業を実施します

11 第15回 田辺・弁慶映画祭を開催します
DRUM TAO「光」を開催します

12 配偶者や恋人・パートナーからの暴力（DV）は重大な人権侵害です

13 189（いちはやく）、「だれか」じゃなくて「あなた」から子育てのなかまの輪をつくろうを開催します

○ 市からのお知らせ Information

14 初心者のためのおせち料理講習会の参加者を募集します

15 南方熊楠顕彰館の収蔵庫入室体験イベントを実施します 他

20 相談窓口

21 図書館へ行こう

22 みんなのひろば

今月の表紙写真

今月の表紙は、温かさ・柔らかさを持ち、お互いに受け入れることをイメージしています。全ての人に優しさや思いやりの心を向け、人権を守り、助け合いましょう。

欲しい情報がタイムリーに届く！
田辺市公式LINEアカウント

友達追加はこちら▶

LINE ID：@tanabecity

田辺市公式ツイッター

田辺市公式フェイスブック

紙面で使用するマーク等の説明

日…日付・期間
時…時間
休…休館日
場…場所
集…集合
内…内容
対…対象・参加資格等
定…定員
料…料金・費用
持…持ち物
申…申込み・申請方法
問…問合せ
[消印]…消印有効
[先着]…先着順

◇㊗マークには、振替休日等も含みます。
◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、㊗を除く㊊～㊎の8時30分～17時15分です。毎週㊍は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベント等の中止・延期や施設の休館をする場合があります。市民の皆様には引き続き、手洗いやマスクの着用など、感染予防のご協力をよろしくお願いいたします。

川での遊び方 どんな生き物がいるかな？

10月3日㊐、本宮小学校前の川で吉野熊野国立公園自然観察会「熊野川の生き物探し」が開催されました。川魚の釣り体験や水生昆虫探しをした他、地元漁師さんから伝統漁法や漁具、川で捕れる魚類のお話を聞き、川での遊びを学びました。

コロナを吹き飛ばせ！ 秋を彩る子供たちの舞

10月10日㊐、快晴の中、三栖小学校で運動会が開催されました。徒競走やリレー、ダンスなどは子供たちの笑顔があふれ、大変な盛り上がりをみせていました。6年生にとって最後となる集団行動では、フラッグによる競技が圧巻で、とても感動的でした。

ベテランも初心者も 皆でスポーツを楽しもう！

8月8日㊐から市内各地で第17回市民スポーツレクリエーション祭を開催しています。グラウンドゴルフやヨット、吹き矢などが行われ、市民の方であれば、子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できます。

グラウンドゴルフや吹き矢の会場では「コロナで久しぶりの開催。優勝したい」という熱気の中、鍛えた腕を競い合っていました。

ヨットの乗船体験をしていた男の子たちは「大冒険だった！」と、航海を楽しんでいました。

特集　人権について考える

豊かな自然に恵まれた田辺市には、古くから全ての人を温かく受け入れてきた人権文化の素地があり、これまで市民、事業者、関係団体、行政及び議会が一体となり、人を大切にするまちづくりに、懸命に取り組んできました。

しかし、国内の人権を巡る状況を見ると、今もなお、様々な人権問題が存在し、近年では、インターネット上の書き込みによる人権侵害など、新たな問題も発生しています。

市では、人権の尊重をより強固なものにするため、令和3年4月1日に「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

この機会に、改めて人権について一緒に考えてみませんか。

問人権推進課（本庁舎4階）
☎0739（26）9912

対談の様子

9月27日、人権条例の制定に携わった懇話会の芝本会長と朝井副会長、市長が対談を行いました。
どのような思いで人権条例に携わってきたのか、そして、これからどのようなまちづくりが始まるのか ――。

※撮影時のみマスクを外しています。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり
～条例の制定から人権尊重を考える～

条例はホームページから確認できます！

田辺市人権条例　検索

https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/jyourei-r3-4-1.html

■はじめに

本条例は、不当な差別やあらゆる暴力のない「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現を図ることを目的としています。

条例ができるまで

芝本　はじめに田辺市人権教育啓発推進懇話会より市長へ、条例の制定にあたりご提案したところ、ご理解とご協力をいただき、この場をお借りして御礼申し上げます。

条例を制定するにあたり、懇話会委員の皆様には、約2年間にわたって幾度もの話し合いを重ね、行政との協働で、全ての人が大切にされる条例ができました。

今、国内の人権を巡る状況を見ますと、障害のある人、子ども、高齢者、女性に対する人権問題や同和問題、インターネットやSNSなどにおける心ない言動など、日々の生活の中で本当に人権が守られているのかと感じています。

田辺市では、平成31年3月に、懇話会と行政との協働で、田辺市人権施策基本方針改定版を策定しましたが、私は策定にあたる度重なる熱心な協議の中で、皆様の人権に対する思いの強さを感じていました。

このような機運の高まりを感じる中、平成31年3月の懇話会において「今こそ人権条例を作って、より人権が大切にされるまちにしていきませんか」と提案させていただきました。

芝本 洋子（ようこ）会長

朝井　芝本会長からの提案を伺ったとき、「条例は必要なのだろうか」「どんな条例ができればよいのか」と心の葛藤がありましたが、懇話会で何度も意見を出し合う中で、市民に分かりやすく、様々な人権課題を全て包み込んだ田辺市らしい条例にしていこうと決定しました。

そして、令和2年3月24日に懇話会の総意として、市長へ条例の提案を行うことになりました。

田辺市人権教育啓発推進懇話会とは

市民の立場に立った人権施策の推進について提言を行う組織で、関係団体等より選出された方で構成されています。本条例は、懇話会の提案を受け、懇話会と行政が約２年間にわたり協議を重ね、策定しました。

真砂　はじめにお二人からお礼をいただきましたが、こちらこそお礼を申し上げなければなりません。

先に会長からお話がありましたように、インターネットやＳＮＳでの誹謗中傷や、新型コロナウイルスの感染拡大により、感染した方やそのご家族に対して、心ない言動が行われるなど、改めて人権を考え直さなければならない事柄が起きています。

加えて国では平成28年に、人権三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が制定され、人権に関する法整備も整いつつあります。

市としても、こうした社会情勢の中、どのように人権施策を進めていくか議論を行っていたところ、懇話会から条例を制定していきたいとの報告を受け、皆様の思いと行政の考えが、一致したと感じるとともに、市民と行政が一体となって、全ての人権問題解決のため、人権尊重のまちをともに創造していくということに、非常に大きな意義を感じていました。

人権尊重というのは言うまでもなく、まちづくりの一番のベースとなるもので、「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に向け最も大切なものです。

条例へ込めた思い

芝本　私は、立派な基本方針があっても、それが生かされないと意味がないと思います。田辺で生まれ育つ子どもが、自分たちを守ってくれる「かたち」として人権条例や、基本方針があって、「このまちに生まれてよかった」「このまちに住んでよかった」と誰もが思えるような人権文化あふれるまちをつくりたいという気持ちを条例へ込めました。

朝井　懇話会で話し合いを重ね、田辺市らしい条例ができないだろうかと考え、前文へ田辺の特色を掲げようということに決まりました。

この条例を生かすことにつながると思い、熊野地方の全ての人を受け入れてきた地域性や、人権問題に対する先人たちの取組の歴史などを前文に掲げることになりました。

熊野の文化と人を大切にする心

真砂　朝井副会長がおっしゃったように、まさにこの条例の特色は前文にあると考えます。前文中に「人権文化の素地」とありますが、これは、全ての人を受け入れてきた熊野の地域性のことで、１０００年前から訪ね来る人々に寛容の精神で対応してきたと伝えられています。

前文はその思いを私たちが受け継ぎ、市民一人ひとりが人権問題を自分ごととして捉えていただき、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」を創造していくという、市民の決意表明であると感じています。

朝井正喜（まさよし）副会長

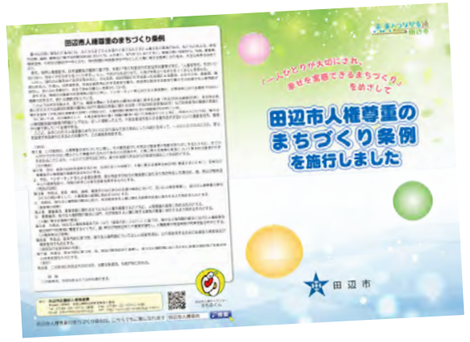

◀「田辺市人権尊重のまちづくり条例」のリーフレット

◎皆さん一人ひとりに求められていることは？

◇市民の皆さんは、お互いに違いを認め合い、お互いの人権を尊重した言動を心掛けましょう。
◇企業や団体の皆さんは、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重した活動をしましょう。
◇市等が実施する講演会や研修会に参加し、人権意識の高揚に努めましょう。

※人権推進課、各行政局総務課に配置しています。

芝本　私は、以前観光ボランティアをした時に、このまちには古くから人権文化の素地があることを聞きました。

熊野地方は、分け隔てなく全てを受け入れ、誰でもお参りすることができたということを知り、このまちは素敵な所だなと感じていました。

真砂　ある方が、田辺市を中心としたこの地域の特徴を一言で表すなら「かまんよ」だと話してくれたことがありました。失敗しても「かまんよ」遊びにきてくれても「かまんよ」など、この「かまんよ」にはこの地方特有の寛容の精神が表れていて、人を大切にする心が入っていると思いました。

条例の目的や条文

芝本　日常生活の中で誰もが人権を大切にすることが当たり前になるように、誰一人、差別や暴力を振るったり、受けたりすることなく、住みよいまちになってほしいという思いで、条例を作っていきました。

条例の目的である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現を図ることは、懇話会で協議を進める中での皆様の総意でした。

そして、これを実現できるよう条例の中身を決めていきました。

真砂　「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」は、合併当初の田辺市総合計画のまちづくり基本理念でもあり、今は第二次総合計画ですが、この理念は引き継いでいます。さらにこれが、条例の目的にもなっていることはとても大事です。

第２条に「市の責務」を定めていますが、この「目的」を達成するため、田辺市が全ての部署で施策を積極的に推進し、市民や事業者の人権意識を高めていく必要があります。

また、近年の課題であるインターネットやＳＮＳへの差別書込みなどは早期に発見し、拡散の防止に努めることが大切です。

そのために、国や県、関係団体との連携を密にし、必要な措置を講じていかなければなりません。

まだまだ我々にできる範囲があると思っていますので、全国的な情報も収集しながら、市の責務を果たせるように積極的に取り組みたいと思っています。

朝井　市については「責務」ですが、市民や事業者にとっては「責務」ではなく、「役割」とした方が人権条例としてふさわしいのではということになりました。

そこで、第３条は「市民の役割」としました。市民の皆様には、常日頃から人権を意識した生活をしていただくことが大切ですという思いが込められています。

第４条についても「事業者の役割」としました。田辺市の企業は古くから熱心

真砂充敏 市長

田辺市まちづくり学びあい講座をご利用ください

市職員が講師として出向き、市の政策や事業についてお話をします。市民の皆さんの学習活動やこれからのまちづくりを皆さんと一緒に考えていくことが目的です。「人権」をテーマにした講座もあるので、是非ご利用ください。対象は、市内に在住している概ね10名以上で構成された団体・グループです。

申申込書に必要事項を記載の上、講座担当課へお申し込みください。講座一覧及び申込書は、ホームページから取得できます。詳しくは生涯学習課へご連絡ください。
問生涯学習課（市民総合センター3階）　☎0739（26）4908
https://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/suishin/manabiaikouza.html

に人権研修に取り組んでおられ、貸出し用の人権学習DVDの利用も多く、また、積極的な研修の依頼もございます。この姿勢が市民に良い影響を与えると感じ、今後も引き続きご研さんいただくことを期待しています。

人権が大切にされるまちへ

芝本　条例は令和3年3月議会で、全会一致で可決いただきました。本当に喜ばしい限りで、素晴らしいことだと思います。決まった時は涙が出るほどうれしかったです。

そして、条例を市民にもっと知っていただけるよう、広くお知らせいただいて、一人ひとりの人権意識が高まるように、講演会や研修会の教育啓発をどんどん進めてほしいと思っています。

また、お困りの方が誰でも安心して相談できるよう、相談窓口を充実させてほしいと思います。

真砂　条例は、作って終わりでは意味がありません。

この条例の意義や目的を市民に広く知ってもらい、人権意識を高めていく「人権教育及び啓発」が重要であると考えます。

条例制定後、広報車で市内を巡回したり、リーフレットやポスターの作成、広報たなべに人権コラムの掲載を行うなどの取組を行ってきました。また、ご要望があれば、「田辺市まちづくり学びあい講座」で、市民の皆様を対象とした人権研修も行っていきます。

コロナ禍ですが、時期を見て、積極的な啓発を進めていければと考えています。同時に国や県、関係団体と連携し、誰でも安心して相談できる「相談支援体制づくり」を図ることについても注力していきたいと考えています。

▼広報6月号と9月号に掲載した人権コラム

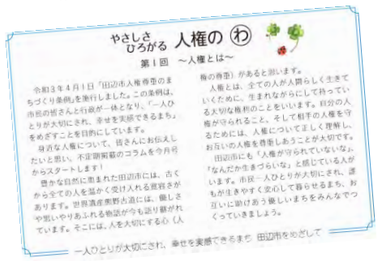
やさしさひろがる　人権のわ
第1回　～人権とは～

令和3年4月1日「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。この条例は、市民の皆さんと行政が一体となり、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」をめざすことを目的にしています。

身近な人権について、皆さんにお伝えしたいと思い、不定期掲載のコラムを今月からスタートします！

豊かな自然に恵まれた田辺市には、古くから全ての人を温かく受け入れる寛容さがあります。世界遺産熊野古道には、優しさや思いやりあふれる物語が今も語り継がれています。そこには、人を大切にする心（人権の尊重）があると思います。

人権とは、全ての人が人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利のことをいいます。自分の人権が守られること、そして相手の人権を守るためには、人権についてまずしっかり理解し、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。

田辺市にも「人権が守られていないな」「なんだか生きづらいな」と感じている人がいます。市民一人ひとりが大切にされ、誰もが生きやすく安心して暮らせるまち、お互いに助け合う優しいまちをみんなでつくっていきましょう。

—一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち　田辺市をめざして—

芝本　色々と、考えていただきありがとうございます。

人権教育啓発や、相談支援体制の充実は、基本方針でも入っていましたが、条例化することで、さらに具体的なものになったと思います。

市民の思いがこうして、人権尊重のまちづくりに反映されていくことがうれしく思います。

朝井　市長が私どもと同じ思いでいてくれていることを兼ねてより感じており、とても心強く思っています。

「人権課題全般を包括した条例にしたい」という懇話会の気持ちと、「全てを受け入れる」という熊野の寛容の心が結びついて、この条例の制定につながったように思います。

このことでも、熊野の文化は人権に基づいているという深さを感じますね。私自身、この地に生を受けていることに誇りを持ちたいと思います。

市民と行政が力を合わせ、人権問題の解決にあたってきたという歴史を今後も引き継いでいただきたいという期待を抱いています。

持続可能な開発目標（SDGs）の理念と田辺市人権尊重のまちづくり条例

「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念は、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるということであり、一つひとつのゴールを達成していくことは、本条例の目的である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現につながります。

私たちができることを考えてみませんか？

外務省ホームページ▲

まちづくりの将来展望

真砂　今回、まちづくりの主役である市民と行政が一体となり、条例を作ったことはとても大きな意義があります。今までも市民と行政が一緒に、人権問題を解決してきた経過も含めて大事なことだと思っています。

これからのまちづくりにおいて大切にしたいのが、ソフト的な部分（人づくり）を充実させることではないかと考えています。やはり、まちづくりの基本は、市民の基本的な人権が尊重されているということであり、この人権条例は、まさにその考えの基軸となるものだと考えています。

令和3年度から、ソフト面をより充実させようという節目のところで、市民と行政との協働により条例ができました。ちょうどタイミングが何もかも重なったような気がしています。

人権とは難しいことではなく、私たちの日常生活の中にあるものだと思いますので、肩に力を入れて「こうあるべきだ」とか「こうでなければならない」というのではなく、日頃からお互いを尊重するような気持ちを育んでいくのが大切だと思います。

先ほど会長がおっしゃられたように「このまちに生まれてよかった」「このまちに住んでよかった」と思ってもらえるようなまちをつくるのが当たり前だと思っています。

SDGsと人権

真砂　もう一つ、タイミングと言えば、平成27年に国連が定めたSDGsです。SDGsの理念では、「誰一人取り残さない」という考え方があり、これは環境問題だけではなく、ベースには人権があります。

この理念は、条例の目的と全く同じことで、世界の流れにも沿っており、大変意義深いと思っています。

今後とも、人権問題の課題解決のため懇話会の皆様のお力添えをよろしくお願いします。

条例を制定したことで、今後もさらに市民と行政が一体となって「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざしていきたいと思います。

■最後に

家庭や地域、職場、学校などにおいて、私たちの日常生活の出来事を人権の視点から考えてみると様々な問題が見えてきます。

様々な人権問題を自分のこととして考え、正しく理解し、人権に配慮した言動を心掛け、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちの実現をめざしましょう。

TANABE BENKEI FILM FESTIVAL

第 15 回　田辺・弁慶映画祭を開催します

本年の田辺・弁慶映画祭は、「コンペティション部門」はオンライン開催、「招待作品」については最終日に紀南文化会館「大ホール」で上映します。若手映画監督の作品を上映し、賞を決定する「コンペティション部門」は、パソコンやタブレット端末・スマートフォン等から視聴することができます。
※ご視聴いただくインターネット環境により不具合が生じる場合がありますので、安定したインターネット環境（Wi-Fi、有線 LAN）での視聴を推奨します。
※視聴に必要なインターネット通信費、回線費等は視聴者の負担となります。
※配信作品の写真撮影（スクリーンショット含む。）、録音、録画等は一切禁止です。

【コンペティション作品】
日 11 月 19 日㊎～ 21 日㊐（オンライン開催）
◇配信作品（監督）
・**魚の目**（監督・ますだ あやこ、板野 侑衣子）
・**浮かぶ**（監督・吉田 奈津美）
・**スタートライン**（監督・藤井 謙）
・**ミューズは溺れない**（監督・淺雄 望）
・**距ててて**（監督・加藤 紗希）
・**情動**（監督・林 隆行）
・**PARALLEL**（監督・田中 大貴）
・**B/B**（監督・中濱 宏介）

【招待作品】
日時 11 月 21 日㊐　12 時～
場紀南文化会館「大ホール」
◇上映作品（監督）
・**おらおらでひとりいぐも**（監督・沖田 修一）
※第 2 回 田辺・弁慶映画祭 市民審査賞受賞監督
問田辺・弁慶映画祭実行委員会事務局
☎ 0739（26）9929
※上映日時、鑑賞方法等の詳細は、田辺・弁慶映画祭ホームページをご覧ください。
□ https://tbff.jp

令和 3 年度田辺市文化事業

DRUM TAO「光」を開催します

日 11 月 15 日㊊
時 18 時 30 分開演（17 時 45 分開場）
場紀南文化会館「大ホール」
料**チケット**　5,000 円（指定席）
※未就学児の入場はできません。
◇チケット販売所　紀南文化会館、文化振興課
※新型コロナウイルス感染防止のため託児所の開設はしていません。
問◇文化振興課 文化振興係（市民総合センター 3 階）
☎ 0739（26）9943
◇紀南文化会館
☎ 0739（25）3033

祝！成人

令和 3 年度の「成人の日」記念式典は 2 回に分けて行います

令和 3 年度の「成人の日」記念式典は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、感染予防対策を徹底した上で、時間帯を分けての開催を予定しています。
なお、今後の感染状況によっては、内容の変更及び開催を延期又は中止する場合があります。

日令和 4 年 1 月 9 日㊐
時下表参照
場紀南文化会館「大ホール」
対田辺市の新成人（平成 13 年 4 月 2 日～平成 14 年 4 月 1 日に生まれた方）
※市に住民票がある方には、10 月下旬に案内を送付しています。中学校卒業後、市外に住所を移している方で、成人式の案内を希望される方は、右記へご連絡ください。
■その他　式典内容の詳細や参加に当たっての注意事項は、ホームページをご覧いただくか、下記へお問い合わせください。
問生涯学習課 公民館係（市民総合センター 3 階）
☎ 0739（26）4925
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/kouminkan/seijinshiki.html

	受付時間	開会時間	対象出身中学校
1 回目	10 時 30 分	11 時	東陽中学校、明洋中学校、衣笠中学校、秋津川中学校、中芳養中学校、中辺路中学校、大塔中学校
2 回目	13 時 30 分	14 時	高雄中学校、新庄中学校、上秋津中学校、上芳養中学校、龍神中学校、本宮中学校、田辺中学校

地域産品でお祝い

「令和 3 年度新成人」応援事業を実施します

田辺で育ち、成人を迎える方に、ふるさと田辺の地域産品（応援品）をお送りします。
対平成 13 年 4 月 2 日～平成 14 年 4 月 1 日に生まれた方（令和 3 年度新成人）で、次の①、②のいずれかに該当する方のうち、本事業への申込みのあった方
①令和 3 年 10 月 1 日時点で市に住民票がある方
②①以外の方で、市内の中学校を卒業し、申込み期限までに市に申し出のあった方（式典への出席申込者を含む。）
申応援品を掲載した冊子を上記の対象者に郵送します。令和 4 年 1 月 21 日㊎までに、冊子に記載の二次元コードを読み取り、必要事項を入力の上、お申し込みください。郵送・ＦＡＸ等での申込みを希望される方はご連絡ください。
※対象者の方で、11 月 10 日㊌までにお手元に冊子が届かない場合はご連絡ください。

■申込み回数　1 人当たり 1 回（1 品）のみ
■応援品の発送時期　12 月以降
問生涯学習課 公民館係（市民総合センター 3 階）
☎ 0739（26）4925
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/kouminkan/ouenzigyou.html

令和３年度児童虐待防止推進月間標語

189（いちはやく）、「だれか」じゃなくて「あなた」から

11 月は、児童虐待防止推進月間です。児童虐待は早期の発見･対応が重要です。「おかしいな？」と思ったらすぐに連絡してください。皆さんからの通報が、子供やその家族を救うことにつながります。

■児童虐待とは

◇身体的虐待　首を絞める、殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、戸外に締め出すなど

◇性的虐待　子供のポルノ写真を撮る、わいせつな行為をさせるなど

◇ネグレクト　幼い子供を長時間、家に置いたまま外出する、適切な食事を与えない、子供の意に反して学校等に登校させないなど

◇心理的虐待　言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間で差別する、子供の前で家族に暴力を振るうなど

問**◇児童虐待の疑いがある場合**

・子育て推進課（市民総合センター１階）

☎ 0739（26）4927

◇緊急度の高いケースと判断された場合

・児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189（いちはやく）

・紀南児童相談所

☎ 0739（22）1588

・田辺警察署

☎ 0739（23）0110

・新宮警察署（本宮行政局管内の方）

☎ 0735（21）0110

■一人で抱え込まないで相談を

子供の成長に親の愛情は欠かせません。常に愛情いっぱいで子育てをしていくのは大変なことです。つい子供にきつく当たってしまう方、「このままでは虐待してしまうかも…」と苦しんでいる方、言うことを聞かない子供への接し方に悩んでいる方。思い切ってご相談ください。

問家庭児童相談室

☎ 0739（26）4926

■ＬＩＮＥでも相談できます

田辺市ＬＩＮＥ公式アカウントから相談できます。電話や面談で相談しづらいことなど、お気軽にご相談ください。

友だち追加用
二次元コード

田辺市家庭教育支援講座

子育てのなかまの輪をつくろうを開催します

多くの親が安心して楽しく家庭教育が行えるよう、親としての学びや育ちを応援し、親子が地域とのつながりの中で元気になり、また、同じぐらいの年の子供を持つ親どうしが知り合いになることができる、子育て講座を開催します。

対就学前及び就学児（小学生）の子供を持つ市在住の保護者

※両日ご参加ください。

定 30 名程度［先着］

申 11 月 11 日㈭～ 19 日㈮に、下記へ電話でお申し込みください。また、一時保育を希望される方は、その旨を申し出てください。保育料は無料です。

問生涯学習課 公民館係（市民総合センター３階）

☎ 0739（26）4925

	日程	テーマ	場所	講師
１回目	12 月 5 日㈰ 10 時～ 11 時 30 分	乳幼児期の子供への関わり	市民総合センター４階「交流ホール」	ちひろ助産院 助産師 大平 昌子（しょうこ）さん
２回目	令和４年２月６日㈰ 10 時～ 11 時 30 分	学齢期における児童への関わり	万呂コミュニティセンター３階「大集会室」	スクールカウンセラー 上野 晃（あきら）さん

あなたは大丈夫ですか？

配偶者や恋人・パートナーからの暴力（DV）は重大な人権侵害です

◀女性に対する暴力根絶のシンボルマーク

11 月 12 日㈮～ 25 日㈭は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。DV、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

暴力の要因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。

男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことです。

【殴る・蹴るだけが暴力ではありません】

「暴力」といっても様々な形態が存在します。また、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

◇身体的なもの

殴ったり蹴ったりする、物を投げつけるなど

◇精神的なもの

心ない言動等により相手の心を傷つける、大声で怒鳴る、交友関係を制限したり電話やメールを細かくチェックする、生活費を渡さない、脅すなど

◇性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど

■デート DV って何？

DV の中でも特に交際相手（恋人）から受ける暴力のことをデート DV と言います。交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要など、相手をコントロールしたり、自分の「もの」として扱うことは全て暴力です。

【一人で悩まないで】

暴力でお悩みの方は、一人で悩まず、下記へご相談ください。

▲内閣府男女共同参画局　女性に対する暴力をなくす運動の描きおろし漫画

気軽にご相談ください！

ＤＶに関する主な相談窓口

◇緊急の場合は 110 番

◇田辺警察署

☎ 0739（23）0110

◇新宮警察署（本宮行政局管内の方）

☎ 0735（21）0110

◇和歌山県子ども･女性･障害者相談センター

☎ 073（445）0793

◇西牟婁振興局健康福祉部

☎ 0739（22）1200（代表）

◇ DV 被害者支援センター（紀南 DV センター）

☎ 0739（24）3322

◇女性電話相談（男女共同参画センター）

☎ 0739（26）4919（平日９時～ 12 時）

◇ Cure Time（キュアタイム）※内閣府

🖳 https://curetime.jp/
（SNS 相談）

初心者のためのおせち料理講習会の参加者を募集します

伝統の良さを取り入れながら、家族の好みや健康志向なども考慮したおせち料理を手作りしていただきます。若い方も大歓迎です！一緒に手作りおせちを楽しんでみませんか。なお、会食はありません。

日時 12月11日㈯ 10時～13時
場 市民総合センター4階「料理実習室」
内 調理実習（焼き物・煮物・酢の物等）
対 市に住民票がある方
定 16名［先着］
※初参加の方を優先します。
料 1000円
持 エプロン・三角巾・マスク・手拭きタオル・上靴・布巾・筆記用具・持ち帰り用容器（プラスチック容器等を少し多めにお持ちください。）
申 11月10日㈬～26日㈮に、左記へお申し込みください。
問 健康増進課 健康管理係（市民総合センター2階）
☎0739（26）4901

脳わくわくクッキングの参加者を募集します

外出が減り、各地の味が恋しくなっていませんか。鳥取県の郷土料理「いただき」を作り、体操や脳トレ・言葉遊びを楽しみながら、調理を有意義なひと時にしましょう。なお、会食はありません。

日 12月9日㈭
時 9時30分～12時（受付9時～）
場 市民総合センター4階「料理実習室」
対 市に住民票がある65歳以上の方
定 12名［先着］
料 500円
持 エプロン・三角巾・マスク・手拭きタオル・上靴（滑りにくい物）
申 11月11日㈭～30日㈫に、左記へお申し込みください。
問 やすらぎ対策課 高齢福祉係（市民総合センター1階）
☎0739（26）4910

まちづくり市民カレッジⅢの参加者を募集します

地域の魅力を再発見し、田辺の未来を担う人づくりを目的としています。今回は、「激論！地元民&移住者 田辺のええとこわりいとこ」を開催します。

日時 12月12日㈰ 13時30分～16時
場 田辺スポーツパーク「多目的ホール」
内 登壇者による活動発表やパネルディスカッション
◇**登壇者** 田上 雅人さん（株式会社たがみ代表取締役）、中川 雅也さん（株式会社中川創業者）、中島 聡子さん（たなごころ市民ライター）、福田 聖さん（株式会社スプラウト代表）
◇**コーディネーター** 久保 正博さん（前・田辺市社会教育委員会議議長）
対 令和3年4月1日現在、市内に在住・勤務・在校している中学生以上の方
定 60名［先着］
申 12月9日㈭までに、左記へお申し込みください。
問 生涯学習課 生涯学習推進係（市民総合センター3階）
☎0739（26）4908

市の人口
令和3年9月末現在

人口	男	33,461人	(-32)
	女	37,652人	(-47)
	計	71,113人	(-79)
世帯数		35,094世帯	(-31)
	※（ ）内は前月比		
9月の出生	男 21人	女 26人	

11月の納税等

■**市県民税 給与特別徴収**…10月徴収分
■**国民健康保険税 普通徴収**…第5期分
■**介護保険料 普通徴収**…第5期分
■**後期高齢者医療保険料 普通徴収**…第5期分
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

いきいき！健康コラム

第2回 11月8日は「いい歯の日」

1993年に日本歯科医師会が11月8日を語呂合わせにちなんで「い・い・歯」の日とし、11月を様々な歯科啓発活動を行う月間としました。

いい歯とは「日々の生活の質を高める歯」とされています。つまり、よくかんで食べられる歯、人との会話を楽しめる歯のことです。いい歯でお口の健康を保ち、何でも食べ、健康な体と心を作り、これからもいきいきと元気に過しましょう。

【歯とお口の健康づくりのために】
◇よくかんで食べましょう。
◇食後の歯みがきをしましょう。
◇定期的な歯科受診をしましょう。
◇お口の体操をしましょう。

※歯あわせ体操など、お勧めのお口の体操をホームページで紹介しています。是非ご覧ください。
https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/kourei/frail.html

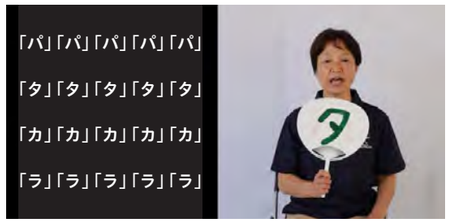

介護予防体操の動画より

南方熊楠顕彰館の収蔵庫入室体験イベントを実施します

普段は入ることのできない収蔵庫を特別に開放し、貴重な所蔵資料をご覧いただけます。また、手ぬぐいやマスキングテープなど、顕彰館オリジナルグッズが当たる抽選会を開催します。

日時 11月27日㈯ 10時～17時（最終入館16時30分）
※資料収蔵庫の入室体験の受付は、10時30分までです。
場 南方熊楠顕彰館
定 30名［先着］
問 南方熊楠顕彰館
☎0739（26）9909

男女共同参画センターDVD鑑賞会の参加者を募集します

日 11月21日㈰
時 13時30分～15時45分（上映時間121分）
場 たなべる2階「大会議室」
■**上映作品** マイ・インターン
内 ニューヨークのファッションサイトの社長として、仕事と家庭を両立し、充実した日々を過ごしていた主人公ジュールズ。そんな彼女の部下に会社の福祉事業として、シニア・インターンのベンが雇われる。笑って泣いて、心がスッキリする映画です。
※日本語字幕付きの日本語吹替版上映です。
定 25名［先着］
申 11月10日㈬～19日㈮に、住所・氏名・電話番号を添えて、左記へ電話又はEメールでお申し込みください。
問 男女共同参画センター（市民総合センター4階）
☎0739（26）4936
✉danjo@city.tanabe.lg.jp

© 2015 Warner Bros. Entertainment Inc. and RatPac-Dune Entertainment LLC. All Rights Reserved.

市営住宅入居者を募集します

■募集住宅

◇旧田辺市内

《新万》新万4［単身可］…1戸

新万8［単身可］…2戸

《芳養松原》いちご［母子］…2戸

◇中辺路行政局管内

《北郡》北郡…1戸

◇大塔行政局管内

《鮎川》鮎川津呂2［単身可］…1戸

鮎川津呂3…1戸

◇本宮行政局管内

《下湯川》下湯川…1戸

■語句説明

［単身可］単身者及び世帯での申込みができます。

［母子］20歳未満の児童を扶養し、同居している母子世帯を対象に募集する住宅で、入居後、その児童が20歳を迎えるまでに退去していただきます。

■間取り・家賃等　住宅や所得により異なります。

申11月1日㈪～19日㈮［消印］に、下記へ直接又は郵送でお申し込みください。申込用紙は、下記又は各行政局産業建設課（19ページ参照）で配布しています。

■その他　応募者多数の場合は抽選で決定します。抽選は12月1日㈬10時から、本庁舎3階「第一会議室」で行います。なお、募集団地等を変更する場合があります。

■随時募集住宅［先着］

◇龍神行政局管内　3戸

◇中辺路行政局管内　3戸

◇大塔行政局管内　10戸

問建築課 市営住宅係（社会福祉センター1階）

〒646-8545　新屋敷町1

☎0739（26）9936

令和4年度地域おこし協力隊員を募集します

地域への貢献性・公益性が高く、地域と連携して取り組む下記事業に対し、地域おこし協力隊員を派遣するため、次のとおり隊員を募集します。

対普通自動車運転免許を有し、都市地域等から生活拠点及び住民票を市に移すことができる方

※自身の住民登録地が該当するか不明な場合は、左記に連絡ください。

■派遣する事業

地域の農業従事者の減少が進行する上秋津地域において、農作業のイノベーションを生かした農業生産により、地域農業の振興を図り、持続可能な地域づくりをめざす事業

■募集人数　1名

■選考方法

◇一次選考（書類選考）

書類内容を本市で審査し、書類選考結果を12月10日㈮までに応募者全員に通知します。

◇二次選考（面談）

・選考日　12月19日㈰（予定）

※詳細は、一次選考合格者にご案内します。

申11月30日㈫17時［必着］までに、指定の応募用紙等を左記へ直接又は郵送でお申し込みください。応募用紙は、ホームページから取得できます。

問たなべ営業室 移住定住推進係（本庁舎3階）

〒646-8545　新屋敷町1

☎0739（33）7714

□https://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeeigyou/tiikikoshibosyu04saiyo.html

有料広告　広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主にお願いします。

有料広告
2枠連結（縦46mm × 横174mm）

学校給食用物資の納入業者を募集します

市立城山台学校給食センターへの学校給食用物資の納入について、見積合わせ等を依頼する登録業者を募集します。

※現在登録されている方も有効期限が満了となりますので、登録を行ってください。

■登録の有効期間

令和4年4月～令和7年3月

対◇国税及び市区町村税を完納していること（徴収猶予中のものを除く。）

◇営業許可や開業届等を必要とするものについては当該許可等を有する方

◇申請年の申請日を基準として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる方（組織変更、合併等の事情により同様と認められる方も含む。）

◇市内に本店又は支店・営業所等があること。支店・営業所等で登録する場合は、申請年の申請日を基準として、市内に支店・営業所等を設立・開設してから1年以上経過していること

※詳しくはお問い合わせください。

■納入物資

肉・青果物・魚介・冷凍食品・調味料・乾物・精米 等

申12月3日㈮～17日㈮の9時～16時30分に、申請用紙に必要事項を記入の上、左記へ直接お申し込みください。申請用紙は、申請期間内に左記で配布しています。

問市立城山台学校給食センター

☎0739（24）1406

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び地方税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付された方へ、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を11月上旬に日本年金機構本部から送付する予定としていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

令和3年10月1日～12月31日に、今年初めて国民年金保険料を納付される方には、令和4年2月上旬に送付される予定です。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

問◇年金加入者ダイヤル

☎0570（003）004

※050から始まる電話で掛ける場合

☎03（6630）2525

◇田辺年金事務所

☎0739（24）0432

◇田辺年金事務所 新宮分室

☎0735（22）8441

有料広告　広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主にお願いします。

有料広告募集中！

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？

本紙（広報田辺）及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までにお申し込みください。詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。

☎0739-26-9963　□http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukoku-kouhou.html

有料広告
1枠単独（縦46mm × 横85mm）

備えて安心！ 防災コラム

第86回　防潮堤

11月5日は「世界津波の日」で、1854年11月5日の安政南海地震による津波が現在の広川町を襲った際、村人の濱口梧陵（ごりょう）が稲むらに火をつけ、この火を目印に村人を高台まで導き、多くの命を救った「稲むらの火」の逸話にちなんで決められました。

梧陵はその後も津波から村を守るため、私財を投じて長さ600mもの防潮堤を築き、1946年の昭和南海地震の際には津波被害を最小限に食い止めたと言われています。

一方、新庄町には1950年に作られた防潮堤が残っています。県道田辺白浜線の橋谷交差点付近から白浜方面に向け、県道に沿って山側にあり、途中、千賀川で海に向かって曲がり、名喜里川、出井川の河口付近を横切って和歌山森林管理署付近まで続いています。

見たことがある人もいるかもしれませんが、それが防潮堤だと知っている人は少ないのではないでしょうか。今度近くまで行かれた際は、是非意識して見ていただき、津波対策について考えてみてください。

家具転倒防止金具等の取付け費用を補助します

対市内に住居を有する一般家庭住居で、左記のいずれかに該当し、世帯員による金具等の取付けが困難な世帯

◇65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

◇身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害のある方のみで構成されている世帯

◇右記で構成されている世帯

■対象家具

タンス・本棚・食器棚

※一世帯につき3台まで

※取り付ける金具等の費用は、自己負担となります。

申申請書に必要事項を記載の上、左記へ直接お申し込みください。申請書はホームページから取得できます。

問防災まちづくり課 地域防災係（本庁舎3階）

☎0739（26）9976

田辺市雇用維持支援補助金及び奨励金の申請期限を延長します

申請期限を令和4年2月28日㊊まで延長します。令和2年4月1日～令和3年11月30日の休業等が対象です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の雇用調整助成金等を活用し、市内の労働者の雇用維持・安定に取り組んでいる事業主の方は是非ご活用ください。

申2月28日㊊［消印］までに、申請書等を左記へ直接又は郵送で提出してください。申請書及び申請要領は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

問◇商工振興課（本庁舎別館3階）〒646-8545 新屋敷町1

☎0739（26）9970

□https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/koyoujishoreikin.html

◇厚生労働省（国の雇用調整助成金について）

□https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page107.html

田辺市生涯学習フェスティバルを中止します

例年11月第4㊏㊐に開催していますが、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

問生涯学習課 生涯学習推進係（市民総合センター3階）

☎0739（26）4908

自衛官の採用試験を行います

対日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項に該当しない方で次のとおりです。

◇自衛官候補生

採用予定月において、18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達しない方）

◇陸上自衛隊　高等工科学校生徒

令和4年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業者又は中等教育学校の前期課程修了者（見込みを含む。）

・進学説明会

日時11月14日㊐　9時～18時

場田辺地域事務所

申11月8日㊊～12日㊎に、左記へお申し込みください。

問田辺地域事務所

☎0739（24）6219

種目		試験日（受付期限）	試験場所
自衛官候補生		【11月試験】11月20日㊏（11月10日㊌） 【12月試験】12月18日㊏（12月8日㊌）	和歌山地方協力本部庁舎
陸上自衛隊高等工科学校生徒	推薦	令和4年1月8日㊏～11日㊋の指定する1日（12月3日㊎）	受付時又は受験票交付時にお知らせします。
	一般	令和4年1月22日㊏（令和4年1月14日㊎）	市民総合センター

主な電話番号等

■田辺市役所　〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300㈹　FAX0739-22-5310

■市民総合センター　〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900㈹　FAX0739-26-4914

■龍神行政局　〒645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111㈹　FAX0739-78-0116

■中辺路行政局　〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500㈹　FAX0739-64-0966

■大塔行政局　〒646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301㈹　FAX0739-49-0359

■本宮行政局　〒647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070㈹　FAX0735-42-0239

■市水道事業所　〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011㈹　FAX0739-24-7910

■市ごみ処理場　〒646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218㈹　FAX0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド
☎0120-963-910
※防災行政無線を確認する電話案内サービスです。

■救急安心センター　☎#7119
※つながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

休日急患診療

問田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）

内内科・小児科系、歯科の応急診療

日時㊐㊗　9時～11時30分、13時～16時

（※小児科のみ、㊏18時～21時30分も診療を行っています。）

☎0739-26-4909

防災行政メール等

全国版救急受診ガイド「Q助」

相談窓口

	相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ
市民法律相談 （対象は市民の方で先着８名。相談日の11時までに要予約。※11/22は先着４名）	11/8㊊（11/2～）・山本弁護士 11/15㊊（11/9～）・中松弁護士 11/22㊊（11/16～）・川上弁護士※ 12/6㊊（11/24～）・木戸弁護士 12/13㊊（12/7～）・岡田弁護士	14時～16時のうち、1人15分間（※11/22は14時30分～15時30分）	社会福祉センター3階「相談室」（本庁舎東隣3階） ※11/22は中辺路行政局	自治振興課 市民生活係 （本庁舎3階） ☎0739-26-9911
市民相談	平日	8時30分～17時15分	右記	
行政相談	11/16㊋・折戸冨子	13時～15時	本宮行政局	
	11/24㊌・笠松芳和	13時30分～15時	大塔行政局	
	11/30㊋・岡本美彦	13時～15時	社会福祉センター3階「相談室」	
	12/3㊎・杉本雅彦	13時30分～15時30分	龍神行政局	
消費生活相談	㊊㊋㊍㊎・消費生活相談員	13時～16時	自治振興課 市民生活係（本庁舎3階） ◇相談専用　☎0739-34-2460 消費者ホットライン　☎188	
人権・登記・相続相談 （登記・相続相談は要予約。法務局でも平日に相談可）	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、11月分の相談は中止となりました。ご相談等がありましたら電話で受付をしていますので、お問い合わせください。			法務局 田辺支局 （文里一丁目11-9） ☎0739-22-0698
女性電話相談	平日・女性相談員	9時～12時	男女共同参画センター ◇相談専用　☎0739-26-4919	
生活相談 （生活困窮者自立支援）	平日・相談支援員	8時30分～17時	生活相談センター（市民総合センター1階） ☎0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8時30分～17時15分	地域子育て支援センター愛あい （もとまち保育所内）☎0739-22-9285	
子供のいる家庭の相談	平日	9時～17時	家庭児童相談室（市民総合センター1階） ☎0739-26-4926	
介護相談	平日	8時30分～17時15分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 （市民総合センター1階） ☎0739-26-9906	
高齢者の成年後見制度利用相談	平日	8時30分～17時15分	権利擁護センターたなべ（市民総合センター2階 社会福祉法人 田辺市社会福祉協議会内） ☎0739-24-8611 ✉anshin@tanabeshi-syakyo.jp	
障害のある方とその家族等の相談	平日	8時30分～17時15分	西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」（市民総合センター2階） ☎0739-26-4923	
ひきこもり相談 （窓口に来られる場合は要予約）	平日	8時30分～17時15分	ひきこもり相談窓口「ひとのわ」 （市民総合センター2階） ◇相談専用　☎FAX0739-26-4933 ✉shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 （原則、就学前まで）	平日 ※㊍は助産師による相談可	8時30分～17時15分	母子健康包括支援センター「たなっこ」 （市民総合センター2階） ◇相談専用　☎0739-33-7115 ✉kenkou@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9時～16時	教育研究所（東陽15-32） ☎0739-25-1511 いじめホットライン ◇いじめ相談専用　☎0739-26-3224 ✉ijime110@city.tanabe.lg.jp	
外国人相談（English） （事前に要問合せ）	㊊㊌㊍㊎	9時～16時	国際交流センター　☎0739-33-9019	

図書館へ行こう

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント等の中止、利用制限、臨時休館となる場合があります。

■開館時間

◇本館＝㊋～㊏ 9時30分～19時30分
　　㊐・㊗ 9時30分～18時
◇分室＝9時～17時
※龍神分室は、㊋～㊎20時まで時間延長。中辺路分室は、㊏のみ16時45分まで。
※移動図書館の運行日時は、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

■休館日

◇本館＝毎週㊊（㊗を除く。）、11/25㊍（整理日）
◇龍神分室＝第1･3･5㊏㊐、11/13㊏（臨時休室）、11/14㊐（臨時休室）
◇中辺路分室＝毎週㊐
◇大塔分室＝第1･2･3･5㊏、毎週㊐
◇本宮分室＝毎週㊏㊐
※全分室で、11/3㊌㊗、11/23㊋㊗は休室です。

問 市立図書館
☎0739-22-0697
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html

おすすめ図書紹介

しらべるちがいのずかん
文／おかべ たかし
写真／やまで たかし
発行／東京書籍

身近な食べ物やよく知っている生き物でも、生卵とゆで卵、インコとオウムの見分け方など、意外と知らないことが。写真をじっくり見ながら「どこがどう違う？」を楽しく学べます。

哲学の女王たち
編／レベッカ・バクストン
＆リサ・ホワイティング
発行／晶文社

哲学者は男性と思われがちですが、数多くの有能な女性哲学者もいました。知の歴史に大きなインパクトを与えながらも見落とされてきた20名の女性哲学者たちを紹介します。

お子さんと一緒に　おはなしイベント

★ひよこタイム（対象：0～1歳くらい）
絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど
本館＝11/17㊌（11時～）
※定員5組（受付開始：11/3㊌㊗～）
　電話でお申し込みください。

★こぐまタイム（対象：2～3歳くらい）
絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど
本館＝11/17㊌（11時30分～）
※定員5組（受付開始：11/3㊌㊗～）
　電話でお申し込みください。

★おはなし会（対象：4歳くらい～）
絵本の読み聞かせや紙芝居など
本館＝11/7･14･21･28、12/5全㊐（11時～）
中辺路分室＝11/27㊏（11時～）
大塔分室＝11/27㊏（10時30分～）

★おはなしタイム（対象：4歳くらい～）
おはなしや絵本の読み聞かせなど
本館＝11/6･13･20･27、12/4全㊏（11時～）

編集後記

▼田辺市合併から数えて、広報たなべは令和4年1月号で200号を迎えます。ちなみに創刊号は平成17年6月号です。記念すべき200号の表紙は皆さんからの「笑顔」の写真。たくさんのご応募お願いします。目標は200です。（池田）

▼先日まで連日のようにHP・SNSでコロナ発生状況を発信してきましたが、やっと落ち着いたように感じます。広報紙にもイベント情報が増えてきました。明るい話題はないかな～と、広報編集員としてアンテナを高く持ちたいです。（上村）

▼小学校の運動会を取材させていただきました。泣いて笑って土まみれになりながら、子供たちの声援は活気にあふれていました。新型コロナ対策で制限された開催でしたが、先生や子供たちのアイデアに満ちた最高の運動会でした。（古久保）

わが家の愛ドル ～11月生まれ～

写真募集中！

古久保　瑠生人（るきと）ちゃん（2歳）

お誕生日おめでとう♪るき君の笑顔でハッピーにしてくれてありがとう♥るき君のペースで成長していってね♥

坂口　愛乃（あの）ちゃん（1歳）

1歳のお誕生日おめでとう♡これからも成長する姿を見られるのが楽しみです♡あのちゃん大好き♡パパママより

高本　望生（みき）ちゃん（2歳）

みきちゃん2歳のお誕生日おめでとう♪毎日笑顔絶やさず元気に遊んでる姿が大好きだよ♡パパ、ママより

前田　可夢威（かむい）ちゃん（4歳）

かむちゃん4歳お誕生日おめでとう！またお泊まりにきて、トミカコレクションを見せてね！遊ぼう♪じぃーちゃん、ばぁーちゃんより

尾花　環（めぐり）ちゃん（2歳）紬（つむぎ）ちゃん（4歳）

毎日可愛い笑顔をありがとう。パパもママも君たちが大好きです。2人仲良くすくすく成長してね。

芝本　凰芯（おうしん）ちゃん（1歳）

1歳のお誕生日おめでとう!!
芸が増えてきて益々可愛いおうちゃん♡これからもみんなを癒やしてね♡

中野　桃妃（とき）ちゃん（1歳）

♡TOKI♡1歳おめでとう。誕生日に大好きなパンダ見に行こう！みんなでオモロイこといっぱいしよなー！

誕生日を迎えるお子さん（就学前まで）の写真を募集しています。12月生まれのお子さんの締切りは、11月10日㊌です。1月生まれのお子さんの締切りは、12月6日㊊です。氏名、住所、生年月日、電話番号、コメント（50字まで）を添えてメールでお申し込みください。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。
■宛先　企画広報課 広聴広報係　✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp

12 つくる責任 つかう責任

青春キラリ！高校生レポーター

SDGsを考えて

鶏と人と環境の健康を大切に

写真・文　田辺高等学校　岸裏 茉波（まなみ）

今回、龍神で養鶏場を営む石﨑さんにお話を伺いました。石﨑さんの農場では、龍神地鶏とロードアイランドレッドを掛け合わせた、和歌山県の特産地鶏「龍神コッコ」を飼育されています。「龍神コッコ」は体も卵も小さいですが、卵のうまみ成分は一般卵よりも多いそうです。いただいた卵で作った卵かけご飯は、卵の味が濃厚で、本当においしかったです。

石﨑さんは、鶏にもお客様にも健康になってもらうために、鶏の生育環境を大切にされていました。鶏は平飼いで飼育し、餌は独自の発酵飼料を毎日調合しているそうです。餌やりに鶏舎に入ると、鶏たちがとてもうれしそうに駆け寄ってくる様子が印象的でした。そして、餌には豆腐やしいたけなど、地元のお店の廃棄される食材も使用しています。また、鶏糞堆肥は地元の農家さんに還元し、循環型農業をめざされているそうです。

たなべスマイル

小川 直（なお） さん
龍神村龍神

後世へと伝えたい龍神

龍神の地場産物を使ったオリジナル商品を開発販売しながら、ごまさんスカイタワーを運営しています。母が20年前に地域おこしのために始めたのがきっかけで、10年前に引き継ぎました。

この仕事をしている中で、子供の頃は当たり前だと思っていた龍神の水や星空、そしてここで育った素材には魅力がたくさんあることを知りました。また、二人の子供を授かったことで、畑から食卓まで安全で安心な食材にこだわった母の思いにも気付かされました。もっと本物を伝えていきたい、そして子供たちにも龍神に誇りを持ってもらいたいと願う今、この仕事がとても楽しいです。

今年はいろいろなことに挑戦しています。例えば、休耕田を耕してごま畑を作りました。今秋はいよいよ収穫です。黒ごまソフトクリームなども開発しましたので、紅葉の見頃なこの時期に是非こちらにお越しください。これからも商品開発をしながら、親しみあるデザインとともに魅力ある龍神を発信していきたいです。

手塚 聖香（きよか） さん

私たちが地域を元気に！

地域おこし協力隊

私は、今年6月に龍神村の地域おこし協力隊に着任しました。移住前はインドや高野山に住んで仏教の勉強をしていました。各地の文化や習慣、風土を体験するのが好きで、今までいろいろな所に住んできました。紀伊山地は私の住んでいた北インドの風景に似ています。地図上でも、紀伊半島の形はインドにそっくりなので、こちらに来た時からとても親近感がありました。

龍神村の魅力と言えば、山や川といった自然環境の美しさはもちろんですが、龍神村に住む人こそが一番だと感じています。私が所属する「龍の里づくり委員会」は、龍神村内各種団体の代表22名と若手が中心の企画部会50名で編成されている村おこし団体です。人口約3,000名の村で72名もの方々が村を良くしたいと活動していることに私は感激しました。今までの経験を活かし、委員会のメンバーと共に龍神村のために貢献したいと思っています。ヨガインストラクターの資格を持っていますので、村民や村外の方と一緒にヨガをして心身健康な村づくりにも挑戦したいです。